

# ウイルス性肝炎に関するリーフレットの早見表



※下記はいずれもR6.12月時点の情報であり、今後の状況によっては変わる可能性があることにご留意ください。

※画像をクリックすると各種リーフレットがご覧になれます  
(県HPのリンクにアクセスします)

## 前提として

|               | B型肝炎  | C型肝炎   |
|---------------|---|--|
| 治療法<br>(主なもの) | 飲み薬でウイルスの増殖を抑えられるが<br><b>排除はできない</b><br>→原則 一生飲み続ける                     | 飲み薬でウイルスの<br><b>排除が可能</b><br>→原則 8~12週で飲みきり              |
| 治療対象          | ウイルス量が多い方など <b>約1割程度</b><br>※治療しない方(無症候性キャリア等)も<br>発がんリスクがあるため定期検査は原則必要 | <b>原則すべての方</b><br>※治療後(ウイルス排除後)も<br>発がんリスクが残るため定期検査は原則必要 |
| ワクチン          | あり<br>(H28.10月から0歳児を対象に定期接種化)   | なし   |

## 助成制度一覧

|                               | 助成対象者  | 自己負担額                                     | 申請時期                              |
|-------------------------------|--|---|-----------------------------------|
| <b>肝炎ウイルス検査</b>               | 原則、過去に肝炎ウイルス検査を受けたことがない方   | <b>無料</b><br>(保健所・委託医療機関)                 | 随時<br>(直接受検先へ申込み)                 |
| <b>初回精密検査</b>                 | 肝炎ウイルス検査(※)陽性者<br>※行政実施・職域・妊婦健診・手術前のものに限る  | <b>対象検査項目は無料</b><br>→窓口で一度支払い県へ払戻し請求      | 原則<br>陽性結果通知後<br>1年以内             |
| <b>治療</b><br>(治療に関連する検査も助成対象) | 肝炎治療(抗ウイルス治療)を受ける方   | <b>月額1万円 or 2万円</b>                       | 原則<br>治療開始月の月末まで<br>→県が受給者証発行     |
|                               | 肝がん・重度肝硬変の入院治療<br>又は肝がんの通院治療(※)を受ける方<br>※分子標的薬を用いた化学療法、肝動注化学療法、粒子線治療に限る<br>(肝炎ウイルスに起因するもので世帯年収が約370万円以下の方) | <b>月額1万円</b><br>→通院は、窓口で一度支払い県へ払戻し請求      | 原則<br>助成開始月の月末まで<br>→県が参加者証発行     |
| <b>定期検査</b>                   | 肝炎ウイルスの感染による慢性肝炎、肝硬変、肝がんの診断を受けた方 ※無症候性キャリアは対象外<br>(世帯の市町村民税(所得割)課税年額が235,000円未満の方)                         | <b>対象検査項目につき0~3千円</b><br>→窓口で一度支払い県へ払戻し請求 | 検査を受けてから<br>1年以内<br>(毎年度2回まで助成可能) |

「自分」は関係  
肝がん  
性感染症  
(脂肪肝・ウイルス性)

B型・C型肝炎ウイルス陽性者の方へ  
**初回精密検査費用を助成しています!**

助成対象者は?  
対象者は次の3点すべてに当てはまる方です。  
● 原則過去1年以内に下記陽性と判定された方  
○ 保健所で行う無料の検査  
○ 初期の発症する検査  
○ 肝臓超音波や中層超音波エコー検査  
● 石川県に住所がある方  
● 石川県肝炎診療連携11

助成対象の検査は?  
● 血液検査

助成対象となる治療  
● B型・C型肝炎ウイルスに対する抗ウイルス治療(インターフェロン治療、核酸アナログ製剤治療、インターフェロンフリー治療)  
● 上記治療(※)を副作用に対する治療として、医師の指導により行う方(※)について助成します。  
※1 保険適用となっていないもの(副作用、副作用、副作用)を各自が負担します。  
※2 上記治療(※)を受ける方は、事前に主治医と相談してください。

申請方法は?  
1 医療機関(※)で検査を受け、必要書類を受け取る  
2 必要書類(※)を提出する  
3 必要書類(※)を提出する  
4 必要書類(※)を提出する

助成対象となる方  
以下のすべてを満たす方  
● 助成対象の治療を行う方  
● 石川県内に住所を有する方(世帯単位で申請)  
● 公的医療保険に加入している方

助成の内容  
助成対象の治療にかかる保険料  
下記の自己負担額(月額)を助成します。  
甲 世帯の市町村民税(所得割)課税年額が約370万円以下の方  
乙 世帯の市町村民税(所得割)課税年額が約370万円以上の方

申請・助成方法  
1 医療機関(※)で検査を受け、必要書類を受け取る  
2 必要書類(※)を提出する  
3 必要書類(※)を提出する  
4 必要書類(※)を提出する

申請期限・助成回数  
申請期限は検査結果1回のみ助成対象となります。

お問い合わせ  
石川県健康福祉部健康推進課  
TEL: 076-225-1438

ウイルス性肝炎を正しく理解しましょう

ウイルス性肝炎とは?  
● 感染することにより、肝臓に炎症が起き、徐々に肝臓の機能が弱くなる病気です。  
● 慢性化する恐れがあるため、早期発見・早期治療が重要です。  
● 肝臓は「沈黙の臓器」と呼ばれるため、症状がでないことが多くあります。  
● 早期発見・早期治療により、肝臓の機能を回復させることができます。  
● 肝臓の機能を回復させるためには、適切な治療を受けることが重要です。  
● 肝臓の機能を回復させるためには、適切な治療を受けることが重要です。

検査する可能性がある方は?  
● 肝臓の機能を回復させるためには、適切な治療を受けることが重要です。  
● 肝臓の機能を回復させるためには、適切な治療を受けることが重要です。

検査する可能性がある方は?  
● 肝臓の機能を回復させるためには、適切な治療を受けることが重要です。  
● 肝臓の機能を回復させるためには、適切な治療を受けることが重要です。

お問い合わせ  
石川県健康福祉部健康推進課  
TEL: 076-225-1438

(その他) 普及啓発リーフレット

肝がん・重度肝硬変の方  
医療費の助成対象かもしれません

治療2月から入院も通院も自己負担1万円へ  
1月あたり最大47,600円の医療費の助成が受けられます!

B型・C型肝炎ウイルスが原因の「肝がん」や「重度肝硬変」の治療を受けている方へ

参加者証の取得  
助成医療機関にて「参加者証(個人用)」を記入してもらい、(世帯単位)の世帯主が提出してください。  
※提出後、世帯主が「参加者証」の交付を申請してください。

令和6年4月1日より条件すべてに該当する方  
国にばらばらに申請する必要があります。

B型・C型肝炎ウイルスによる「慢性肝炎・肝硬変・肝がん」の方へ  
定期検査費用を「年度に2回分」助成しています!

助成対象者は?  
対象者は次の5点すべてに当てはまる方です。  
● 診断結果が次のいずれかの方(慢性肝炎)・「肝硬変」・「肝がん」の治療後の経過観察中の方を除きます。  
● 石川県に住所がある方  
● 医療機関を受診する方(※)を持っていない方(※)※世帯の市町村民税(所得割)課税年額が235,000円未満の方  
● 世帯の市町村民税(所得割)課税年額が235,000円未満の方  
● 石川県肝炎診療連携11への登録に同意された方(※)

助成対象の検査は?  
検査を受けた方の方の費用について下記の「自己負担額」を差し引いた額が助成されます。  
● 血液検査(※)  
● 超音波検査(※)

自己負担額(1回の検査につき)  
慢性肝炎の方 0円  
肝硬変・肝がんの方 0円

申請方法は?  
1 医療機関(※)で検査を受け、必要書類を受け取る  
2 必要書類(※)を提出する  
3 必要書類(※)を提出する  
4 必要書類(※)を提出する

申請期限・助成回数は?  
● 定期検査を受けてから、1年以内の申請が必須  
● 4月から3月の年度内に2回分の検査が助成3(ただし、初回精密検査の助成を受けた場合は1回分となる)  
(その他留意事項) 申請期限内であれば、2回分

お問い合わせ  
石川県健康福祉部  
076-225-1438

昭和23年7月1日~昭和63年1月27日の間、満7歳になるまでに、集団予防接種を受けたことがある方へ。

上記期間の集団予防接種等の注射器連続使用でB型肝炎ウイルスに感染した方には、病態区分に応じ、給付金等が支給される場合があります。

お問い合わせ  
石川県健康福祉部健康推進課  
TEL: 076-225-1438

※下記の方は、別途、国の給付金等が支給される場合があります(詳細は厚労省HP参照。無症候性キャリアは定期検査費用等も支給される場合あり)  
B型肝炎…7歳になるまでに、集団予防接種等(昭和23年7月1日~昭和63年1月27日までの間に限る)の際の注射器の連続使用により、B型肝炎ウイルスに感染した方と、その方から母子感染した方(これらの方々の相続人を含む)  
C型肝炎…出産や手術での大量出血などの際の特定フィブリノゲン製剤等の投与により、C型肝炎ウイルスに感染された方(既に治癒した方も含む)と、その方から母子感染した方(これらの方々の相続人を含む)

※C型肝炎給付金のリーフレットは厚労省HPに掲載されています

感染しているかどうかを調べるために肝炎ウイルス検査を受けましょう。検査がわかるので治療が受けやすくなります。詳しくは、医療機関の相談窓口へお問い合わせください。  
03-3595-2252

